

有限責任事業組合契約に関する法律

(平成一七年五月六日法律第四号)

一、提案理由(平成一七年三月三日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣 有限責任事業組合契約に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

米国や英国を初めとして、海外においては、新たな事業分野に進出する企業同士のジョイントベンチャーやIT分野等における専門人材による共同事業を振興するため、LLPと呼ばれる有限責任組合やLLCと呼ばれる有限責任会社のような新たな組織に関する制度が整備され、大きな効果を上げているところでございます。他方、我が国においては、現在のところ、このような組織法制は存在しておりません。

こうした状況を踏まえ、我が国におきましても、LLCやLLPに類似した新たな組織に関する制度を整備し、ベンチャー企業や中小企業と大企業の連携、大企業同士の共同研究開発、ITや金融分野において専門技能を有する人材による共同事業などを振興し、新たな産業を創造するべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う、有限責任制といたします。

第二に、有限責任制の乱用を防ぐため、基本的に内部自治にゆだねられる意思決定ルール等について、特定の事項については組合員全員の同意を必要とするなど、一定の規律を定めることといたします。

第三に、債権者保護に遺漏なきを期すため、財務諸表等の開示義務や組合財産の分配制限等、必要な債権者保護規定を定めることといたします。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一七年四月一四日)

河上覃雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、有限責任事業組合契約に関する法律案について申し上げます。

本案は、日本版LLPとして、有限責任事業組合の制度を創設するものでありまして、その主な内容は、有限責任事業組合について、組合員の全員を有限責任とするとともに、組合の意思決定ルール等は、基本的に内部自治にゆだねることとしつつ、有限責任制の乱用を防ぐため、一定の規律を定めます。さらに、債権者保護のため、財務諸表の開示義務や組合財産の分配制限等、必要な規定を定めることといたしております。

本委員会においては、去る三月三十日本案に関し中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月一日質疑を終了し、四月八日討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年四月八日）

我が国経済の発展に寄与すべき新たな企業組織法制について、その早期における定着の重要性に鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

- 一 有限責任事業組合に対する国民一般の認知度の向上を図り、改正会社法に基づき新たに認められる合同会社との違いを明確にしつつ、有限責任制等の特徴に関しても十分に周知徹底すること。また、債権者保護の状況について不断の監視に努めること。
- 二 租税回避行為への悪用を防止する観点から、有限責任事業組合に係る徴税に関し、その実効性及び公正性の確保に遺漏なきを期すること。
- 三 専門的知識を有する多様な人材の活用に資するため、有限責任事業組合の業務執行として認められる範囲の明確化を図るとともに、弁護士や税理士等のいわゆる士業が行う共同事業において、有限責任事業組合を利用することが可能となるよう、前向きに検討を進めること。
- 四 従前の中小企業・ベンチャー振興政策を検証しつつ、現下の経済状況を踏まえ、金融対策を含む総合的な振興策を改めて構築するよう努めるものとする。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一七年四月二七日）

佐藤昭郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、個人又は法人による共同営利事業を促進するため、組合員の責任の限度を出資額までとする有限責任事業組合制度を創設するとともに、組合契約の登記、財務諸表の開示及び債務超過時の利益分配の禁止等、債権者保護に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、法人格のない有限責任事業組合の法制上の位置付け、事業形態における有限責任の在り方、有限責任事業組合と合同会社の税制上の相違等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年四月二六日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 有限責任事業組合制度の運用に当たっては、債権者保護の観点から組合財産の保全が図られるよう努めるとともに、被雇用者に不当な不利益が生じることがないように配慮すること。また、租税回避行為の悪用を防止する観点から、徴税における実効性及

び公平性が確保されるよう努めること。

二 中小企業者等の利用を促進する観点から、政府系金融機関の融資、信用保証協会の信用保証等の中小企業支援策を有限責任事業組合に係る事業においても活用できるよう努めること。

三 法律の施行後においては、会社法に基づく合同会社との相違点を踏まえつつ、有限責任事業組合制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこと。

右決議する。